

社外役員独立性基準

ミヨシ油脂株式会社（以下「当社」という）は、透明性の高いガバナンス体制を確保するために、社外役員が次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当社にとって十分な独立性を有しているものとみなします。

- ① 現に当社および当社子会社の業務執行者（注1）、または就任前10年以内の業務執行者。
- ② 当社を主要な取引先としている者（注2）、またはその業務執行者。
- ③ 当社の主要な取引先（注3）、またはその業務執行者。
- ④ 当社の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している当社の大株主、またはその業務執行者。
- ⑤ 当社が総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者の業務執行者。
- ⑥ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家および弁護士等の法律専門家。
- ⑦ 当社から多額の金銭その他の財産（注4）による寄付を受けている者。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
- ⑧ 過去3年間において、上記②から⑦までに該当していた者。
- ⑨ 上記①から⑦までの近親者（注5）。
- ⑩ 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者。

（平成28年2月22日制定）

以上

注1：「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役員、業務を執行する社員、会社以外の法人の理事、その他これらに類する役職の者および会社を含む法人・団体の使用人等をいう。

注2：「当社を主要な取引先としている者」とは、当社に対して商品またはサービスを提供している者であって、直前事業年度における取引額が連結売上高の2%を超える者をいう。

注3：「当社の主要な取引先」とは、当社が商品またはサービスを提供している取引先であって、直前事業年度における取引額が連結売上高の2%を超える者、また、当社が負債を負っている者であって、直前事業年度末における負債総額が連結総資産の2%を超える者をいう。

注4：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が年間1,000万円を超えるものをいう。

注5：「近親者」とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。